

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	地方税の徴収 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

君津市は、地方税の徴収における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

君津市長
------

## 公表日

令和6年8月1日
----------

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の徴収
②事務の概要	地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、市税の徴収に関する業務。 1. 市税の収納・還付・充当等を行う収納管理業務。 2. 督促状等送付や滞納整理を行う滞納管理業務。 3. 住登外・納税管理人・送付先等の宛名管理業務。
③システムの名称	住基基幹システムMISALIO、滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
地方税の徴収	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部納税課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	君津市総務部総務課行政係法規審査担当 〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号 0439-56-1581
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	君津市財政部納税課 〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号 0439-56-1161

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]			<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月22日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税、その他の～	地方税法、その他の～	事後	
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二	事後	
令和5年1月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二の27の項	事前	
令和5年6月30日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日 時点	令和5年6月30日時点	事後	
令和5年6月30日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日 時点	令和5年6月30日時点	事後	
令和6年8月1日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表24の項	事後	
令和6年8月1日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二の27の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第48の項	事後	
令和6年8月1日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和5年6月30日時点	令和6年6月30日時点	事後	
令和6年8月1日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和5年6月30日時点	令和6年6月30日時点	事後	